

下 関 市 規 則 第 9 2 号

平 成 2 3 年 1 2 月 2 6 日

下 関 市 公 営 施 設 管 理 公 社 経 営 検 討 委 員 会 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

下 関 市 長 中 尾 友 昭

下 関 市 公 営 施 設 管 理 公 社 経 営 検 討 委 員 会 規 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号）第3条の規定に基づき、下関市公営施設管理公社経営検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(委 員)

第 2 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経営分析又は財務に関する有識者
- (3) 法律に関する有識者
- (4) 社会保険に関する有識者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任 期)

第 3 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委 員 長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただ

し、委員長を定めるための会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、関係人に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年1月10日から施行する。